

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	建ぺい率の適用除外許可	
根拠法令・条項	建築基準法第53条第6項第3号	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	<p>当該許可に際しては、計画建築物の規模又は当該建築物の立地する公園、広場、道路、川その他これらにするものの規模、位置、管理形態、今後の見通しなどによって、判断する必要があり、多種多様なケースにおいて、審査基準を設定することは困難であるため、法の規定どおりとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	